

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

建設業における社会保険未加入問題への対策について（通知）

このことについて、建設業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在する場合、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となるほか、関係法令を遵守し適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じます。

このため、このたび国において、建設業における社会保険未加入問題への対策として、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正が行われましたのでお知らせします。

入札参加資格登録業者各位におかれましては、改正の趣旨を十分踏まえ、下請業者への周知を含め、適切な対応に努めてください。

今般の改正の主な内容は下記のとおりです。

記

1 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加

許可行政庁が建設業法第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、建設業法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況を記載した書面（新様式）の提出が求められることとなりました。

〔施行日〕

平成24年11月1日から施行

2 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

特定建設業者及び下請負人等の保険状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、建設業法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき、下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況が追加されることとなりました。

〔施行日〕

平成24年11月1日から施行

3 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

建設業法第27条の23に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準が次のとおり改められることとなりました。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。（規則及び告示第1の4の1）
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）とする。（告示付録第2）

〔施行日〕

平成24年7月1日から施行

事務担当

契約検査課入札契約グループ
電話 39-1217